



長野県報

3月31日(木)
平成28年
(2016年)
号外

目次

条例

長野県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	2
-------------------------------	---

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例(条例第28号)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。

(1) 法人事業税

資本金1億円超の普通法人の所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税(付加価値割及び資本割)を拡大することとした。

(2) 不動産取得税

次の特例措置の適用期限を平成30年3月31日(改正前:平成28年3月31日)まで延長することとした。

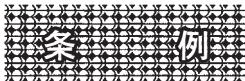
ア 宅地建物取引業者等が新築住宅を取得したものとみなして宅地建物取引業者等に課税する時期を住宅新築後6ヶ月経過日から1年経過日へと緩和する特例措置

イ 土地取得後に住宅を新築した場合における土地取得に係る税額を減額する要件である住宅新築時期を土地取得後2年以内から3年(100戸以上のマンションにあっては、4年)以内へと緩和する特例措置

(3) 自動車取得税

環境への負荷の小さいバス又はトラックを対象とした税率軽減の特例措置を拡充することとした。

2 この条例は、平成28年4月1日(一部の規定は、公布の日)から施行します。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第28号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

（長野県県税条例の一部改正）

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第1号のア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号のイ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号のウの

表中 「

100分の3.1
100分の4.6
100分の 6

」 を 「

100分の1.9
100分の2.7
100分の3.6

」 に改め、同条第3項第1号のア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号のイ中

「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号のウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

附則第13条の2の2第2項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「中「100分の3.1」を「中「100分の1.9」に、「100分の1.6」と、「100分の4.6」を「100分の0.3」と、「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改め、「第36条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第36条第1項第2号」と、」を削る。

附則第13条の3第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「第40条の9第1項第1号」を「同号」に改める。

附則第17条の2の2第2項第2号のエ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同エを同号のオとし、同号のウ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同ウの(7)中「附則第4条の4第15項」を「附則第4条の4第17項」に改め、同ウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（次項及び第4項において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第3項第1号のア中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号のエ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号のア中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号のエ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同ウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(7) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第4項第1号のア中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号のア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号のエ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同エを同号のオとし、同号のウ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同ウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するもの

(7) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17条の2の2第5項中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中長野県県税条例第36条の改正規定を削る。

第1条中長野県県税条例附則第13条の2の2の改正規定を削る。

附則第1項第3号中「、第29条第2項並びに第36条第1項第1号及び第3項第1号」を「及び第29条第2項」に、「附則第13条の2の2第2項及び第17条」を「附則第17条」に改める。

附則第9項を次のように改める。

9 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(事業税に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）第36条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 新条例附則第13条の3の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

4 新条例附則第17条の2の2第2項から第5項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

税務課